

市内民間保育所
施設長及び事務御担当者 様

川崎市こども未来局
保育・幼児教育部保育第1課長

**令和7年度「川崎市保育士宿舎借り上げ支援事業」に係る申請（第1四半期分）
について（通知）**

日頃から本市の保育事業の推進に御理解と御協力をいただき、ありがとうございます。

さて、標記の件に関する申請方法や申請期限等について、以下のとおりとしますので、御確認及び御対応をお願いします。

1. 予算事務説明会資料で未定としていた事項について

- (1) 補助額の上限について、令和7年度は月額 82,000 円を維持します。（令和8年度以降は未定）
- (2) 1人1回限りの適用について、運用条件を定めました。詳細は添付の「令和7年度制度変更点「1人1回限りの適用」の詳細について」をご参照ください。

2. 申請書類等

- (1) 宿舎借り上げ支援事業補助金交付申請書（第1号様式）
- (2) 補助対象保育士内訳書（第2号様式）
- (3) 賃借料等振込証明書（補助対象者全員分）
- (4) 自己負担額等確認書（補助対象者全員分）
- (5) 保育士証等の写し（補助対象者全員分）
- (6) 事由毎の挙証書類（詳細は添付の申請マニュアルをご参照ください）

※事由が発生しない園は（1）～（5）の書類のみの提出となります。

※申請書類等がお手元がない園は、下記川崎市公式ウェブサイトの専用ページからダウンロードしてください。

<https://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000140622.html>

3. 申請方法について

オンライン手続かわさき（e-KAWASAKI）で申請をお願いします。メール及び郵送による申請は原則認められませんので御注意ください。

なお、挙証書類等をデータ化する際に園に設備が無い場合や、データ化したファイルの容量によりオンライン手続かわさきに登録できない場合は、保育第1課まで御相談ください。

【申請フォームURL】 ※以下のリンクをクリックしてください。

<https://lgpos.task-asp.net/cu/141305/ea/residents/procedures/apply/f98dca2e-6743-48d1-887e-77e0b285a844/start>

4. 申請書類の見直しについて

- (1) 令和7年度から請求書払いへ変更いたします。提出方法等の詳細は、令和7年6月頃に改めて周知いたします。
- (2) 自己負担額等確認書について、作成日欄を廃止し、書面内容説明日欄と説明者氏名欄を追加しました。
- (3) 事由「新規」において、補助対象開始日が令和7年4月2日以降の方は挙証書類として誓約書が追加で必要になります。
※詳細は添付の「令和7年度制度変更点「1人1回限りの適用」の詳細について」及び申請マニュアルをご参照ください。

5. 申請にあたっての留意点

- (1) 昨年度までの様式等は一切使用できません。今年度の様式等により申請書類を作成してください。
- (2) 期限に間に合わせるため、やむを得ず不足書類がある状態で申請書を提出する場合は、申請様式一式ファイルの作成フォーム内にある「事務連絡欄」にその旨記載してください。

6. 申請期限

令和7年7月11日（金）

※多くの市内認可保育所において本事業を御活用いただいております。補助金交付にあたっては、複数園をまとめて支払処理を行っていることから、円滑な支払いのため、上記期限までに申請くださいますよう御協力をお願いします。申請期間中に書類が揃わない場合は、対象者の申請を受付けできなくなることがありますので、予め御了承ください。

7. その他

本事業の一次審査については、川崎市事務処理センターが行います。御提出いただいた書類に不備等がありましたら、事務処理センターから修正依頼等がありますので御了承ください。

(川崎市事務処理センター 保育士宿舍借り上げ支援事業審査担当)
電話番号 044-233-1140

(こども未来局保育・幼児教育部保育第1課 給付・指導担当)
電話番号 044-200-1138
F A X 044-200-3933
E メール 45hoiku@city.kawasaki.jp